

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（以下「新告示」という。）第三条第五項に規定する別紙様式第二号第三十二面の改正規定は、令和四年三月三十一日から適用する。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 新告示第三条第三項第四号、第七号の二、第八号及び第十号の規定並びに同条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面、第四面から第十面まで、第十二面から第十六面まで、第二十面、第二十一面、第二十四面から第二十九面まで、第三十二面及び第三十六面から第三十八面までに係る部分に限る。）は、この告

示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新告示第四条第三項において読み替えて準用する新告示第三条第三項（第四号ニ(4)に係る部分に限る。）の規定及び新告示第四条第四項において読み替えて準用する新告示第三条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面から第十二面まで、第十六面、第十九面から第二十三面の二まで、第二十九面及び第三十面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新告示第五条第二項に規定する別紙様式第六号（第一面及び第三面から第六面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成に

ついて適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。